

(続紙 1)

京都大学	博士（地球環境学）	氏名	田中俊徳
論文題目	日本の国立公園を対象とした自然保護ガバナンスの研究 —自然観光資源の管理をめぐる政府の役割—		
（論文内容の要旨） 本論文は日本の自然保護政策をガバナンス論の視点から論じ、全七章で構成されている。 序章では、論文の背景と目的、手法と構成について論じ、多様化、複雑化する自然保護問題の解決に資するための保全管理（自然保護ガバナンス）と政府の役割の必要性を明らかにした。 第一章では、自然保護ガバナンスの必要性につき、① 地域指定に基づく国立公園制度とその拡大、② 自然保護概念の拡大と保全管理手法の変化、③ 自然保護制度の重層化とグローバル化、の三点から明らかにした。また、ガバナンス論のレビューを通じ、自然保護ガバナンスを環境ガバナンス論の一分野と位置づけ、主体間連携と順応的管理に基づく保全管理と定義している。 第二章では、自然保護の近接分野との比較考察から「自然保護」の性質を明らかにし、自然保護ガバナンスにおける政府の役割に関し理論的接近を行っている。自然資源管理との比較から、自然保護が、審美性と公共性を重視している一方、自然資源管理は直接的利用価値の最大化を目指す功利主義的側面を持つことを明らかにした。また、コモンズ論を参照し、自然保護が対象とする環境のスケールと財としての性質を論じている。これらの考察から、自然保護が対象とする自然環境は規模が大きく、景観や生態系サービスは純粋公共財的性質を有し、市場での保全インセンティブが十分に働かない蓋然性が強く、そのため政府の役割が期待される点を論じている。 第三章では、エコツーリズムの現状と課題を考察し、事例研究での評価指標を導出した。エコツーリズムは、環境保全、地域振興、環境教育を目的とし、適切に管理された場合は、自然保護と地域の持続可能な発展に資するが、現実には、過剰利用による生態系への悪影響や自然体験の質の低下などの課題が生じている点を論じている。また、事例研究での政府の役割を考察する指標として、先行研究などから、① 合意形成メカニズムの設置、② 制度の頑健性、③ 市民参加の質の確保、④ 情報公開、⑤ 順応的管理、⑥ イニシアティブの発揮の六点を導出した。 第四章では、屋久島、知床、小笠原における自然観光資源の管理を対象に政府の役割を実証的に検証している。議事録や統計の解析、フィールド調査から、各地域の自然観光資源の管理や合意形成過程を詳細に記述し、全体を考察し、自然観光資源の管理における政府の役割として、イニシアティブの発揮と市民参加の質の確保、合意形成メカニズムの形成、予防的対策の実施の四点を明らかにした。また、事例研究から、二つの課題を抽出している。その一は、責任主体であるべき環境省がイニシアティブを十分に発揮できていない点、二は行政機関の間で所掌が明確に定まっていない「隙間事案」が有効に対処されていない点である。			

第五章では、環境省がイニシアティブを発揮できない原因を明らかにするために、各国の国立公園における管理者の資源と権限の比較考察を行っている。考察の結果、日本の国立公園は、環境省の資源と権限の弱さから、自然保護のための施策が妥協的にならざるを得ないというディレンマを明らかにし、この課題を「弱い地域制」と定義した。また、密接に関連している「弱い地域制」と隙間事案の解決手法として、① 行政部門における資源と権限の集約、② 隙間調整、の二つを論じている。隙間調整とは、各行政機関や多様な主体がそれぞれの特性を活かしながら、自発的に隙間を埋めるものであり、小笠原における外来種対策事業を事例に論じている。

終章では、論文で明らかにした点を整理し、今後の課題、論文の意義について論じている。

(論文審査の結果の要旨)

自然保護は汚染防止やアメニティ保全とならび、環境政策の根幹をなす分野として認識されているにも関わらず、これまで政策学やガバナンス論の立場からの接近はきわめて限定的であった。本論文は、日本の国立公園制度ならびに自然観光資源の管理を主な考察対象として、ガバナンス論の立場から自然保護政策の研究を行い、その包括的な思考枠組みとして、自然保護ガバナンスの概念を提示している。

本論文の評価できる点の第一は、自然保護ガバナンスにおける政府の役割に着目して分析した点である。元来、ガバナンス論は政府の統治可能性の低下に対するアンチテーゼとして生じた面が大きい。例えば、政府が政策決定、政策運営における独占的な主体であったことが「政府の失敗」を引き起こしたことへの反動である。こうした背景もあって、ガバナンス論において対象とされるのは市民や非営利セクター、企業、国際機関といった主体が多かった。一方、本論文では、日本の自然保護政策の問題点を的確に捉え、自然保護ガバナンスの阻害要因を政府部門の資源と権限の不足と政策矛盾に求め、「政府の役割」として、具体的な方策を提示している点が評価される。

第二は、自然観光資源管理という比較的新しい概念に着目し、一定の分析枠組みを設定した上で現場レベルにおける取組を詳細に論じた点である。従来、自然保護は経済発展と対立的に考えられてきた傾向があるが、2010年10月に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議にも見られるように、21世紀は自然環境の保全と経済発展が矛盾しない持続可能な社会が求められている。自然観光資源を通じたエコツーリズムの発展は、こうした自然保護と地域の持続可能な発展の両立に資するものであり、自然保護ガバナンスの事例研究として適切なものである。

第三に、自然保護政策の研究そのものが少ない現状を考慮すると、本研究はその現状と課題、展望を示した包括的な基礎研究として位置づけることができる。

ただし、論文中でも述べられているように、自然保護ガバナンス論の確立には、より多角的な事例研究が求められる。この点については著者の今後の研究に期待される。

以上のように、本論文は日本における自然保護政策の現状と課題、具体的な対策に

ついて、包括的なレビュー研究と詳細な事例研究から明らかにし、地球環境学の発展に大きく貢献した。よって本論文は、博士(地球環境学)の学位論文として価値ある

ものと認める。また、平成23年2月16日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

論文内容の要旨及び審査の結果の要旨は、本学学術情報リポジトリに掲載し、公表とする。特許申請、雑誌掲載等の関係により、学位授与後即日公表することに支障がある場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日： 年 月 日以降